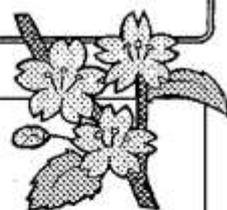




1. 平成31年4月の税制改正ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

出典 マネーコンシェルジュ税理士法人
ビジネスサクセッション株式会社

中小企業向け平成31年4月の改正ポイント



■税金関係のポイント

- 法人税率引き下げ（平成31年3月決算法人より）
一定の中小法人等の年800万円超の所得部分に課税される税率
23.4%→23.2%（△0.2%）
- 所得拡大促進税制（平成31年3月決算法人より）
適用要件が下記のように改正され、給与総額の前年増加額に対して15%又は25%の税額控除
【要件1】給与総額が前年度以上
【要件2】継続事業者等給与等支給額の増加率が対前年度比で1.5%以上あること
下記の要件を満たせば、控除率が10%上乘せ（25%）となる
【要件3】要件2が2.5%以上
【要件4】①教育訓練費が対前年度比10%以上増加
②経営力向上計画の認定かつ確実な実施証明
- 個人版事業承継税制の創設（4月から）
新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設（平成36年（2024年）までの間に承継計画を提出した場合に限る）
※平成31年1月1日から平成40年（2028年）12月31日までの相続又は贈与について適用される

■年金・健保・介護のポイント

- 給与計算における変更（4月納付分から）
健康保険料率：大阪10.17%⇒10.19%、東京9.90%⇒9.90%
介護保険料率：全国一律1.57%⇒1.73%
雇用保険料率：平成30年度と変更なし
- 国民年金保険料の引き上げ（4月から）
16,340円⇒16,410円/月へ70円アップ

■補助金のポイント

- ものづくり導入補助金（申請締切：5/8まで）
革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための、設備投資等に活用できます！
補助金上限1,000万円（補助率最大2/3）⇒夏頃に2次公募あり
- IT導入補助金（5/27から開始予定）
日々のルーティン業務を効率化させるITツールや情報を一元管理するクラウドシステム等、汎用的なITツールの導入に活用できます！補助金上限450万円（補助率1/2）

～ 平成29年の年次有給休暇の取得率は51.1%で、前年に比べて1.7ポイント上昇 ～

厚生労働省では、このほど平成30年「就労条件総合調査」の結果を取りまとめました。

「就労条件総合調査」は、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。対象は、常用労働者30人以上の民間企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)で、このうち6,370社を抽出して平成30年1月1日現在の状況等について1月に調査を行い、3,697社から有効回答を得ました。

【調査結果のポイント】

1 年次有給休暇の取得状況

平成29年(又は平成28会計年度)1年間の年次有給休暇の付与日数は18.2日(平成29年調査18.2日)、そのうち労働者が取得した日数は9.3日(同9.0日)で、取得率は51.1%(同49.4%)

2 勤務間インターバル制度の導入状況

各企業における実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別の企業割合は「全員」40.5%(平成29年調査37.3%)と「ほとんど全員」33.5%(同34.3%)をあわせて7割以上

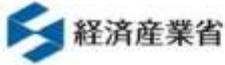
勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合は、「導入している」が1.8%(同1.4%)、「導入を予定又は検討している」が9.1%(同5.1%)

3 退職給付(一時金・年金)制度

退職給付(一時金・年金)制度がある企業割合は80.5%

退職給付制度がある企業について、制度の形態別の企業割合をみると、「退職一時金制度のみ」が73.3%、「退職年金制度のみ」が8.6%、「両制度併用」が18.1%

平成 31 年 3 月 4 日
 経済産業省 産業保安グループ 製品安全課



資料 1

平成 30 年における 製品安全関連法の施行状況等

平成31年3月4日
 経済産業省
 産業保安グループ
 製品安全課

製品安全 4 法の概要

- 製品安全 4 法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- 製造・輸入事業者は、技術基準適合義務（自主検査）を履行し技術基準を満たした製品に **PS マーク** を表示（○PSマーク）。
- 危害発生のおそれが高い 特別特定製品等（◇PSマーク） については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検。
- 販売事業者等はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

消費生活用製品安全法（消安法）（10品目）	PS C	PS E	ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等
電気用品安全法（電安法）（457品目）	PS E	PS F	LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等
ガス事業法（ガス事法）（8品目）	PS T	PS R	ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）	PS L	PS S	カートリッジガスこんろ等

- 長期使用製品安全点検制度は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための消安法上の制度。対象となるのは平成 21 年 4 月以降に販売した特定保守製品

特定保守製品【9品目】

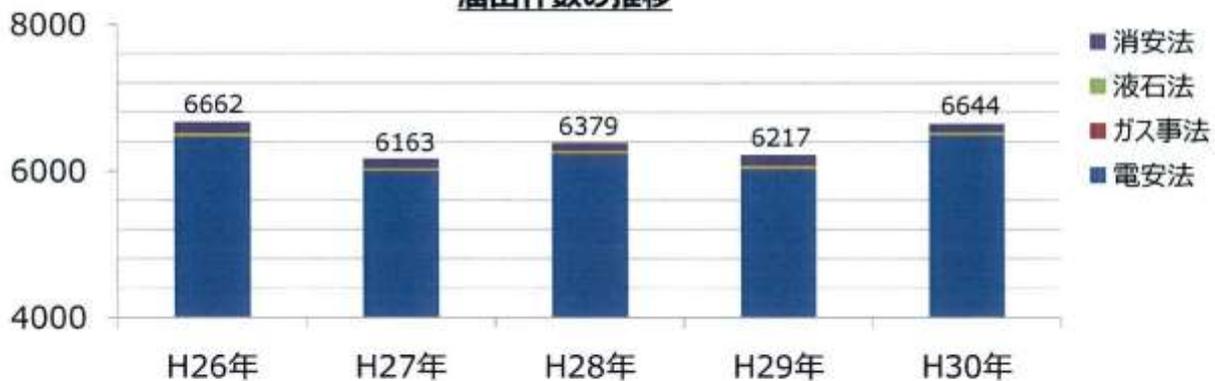
届出件数

- 平成30年における、製造・販売事業者に義務付けられた届出数は計6,644件。前年の6,217件より427件増加したが、近年は概ね毎年6,000件強で推移。

	事業開始	変更	承継	廃止	計
電安法	1391	4838	71	179	6479
ガス事法	0	14	0	0	14
液石法	5	31	3	2	41
消安法	22 (0)※	71 (5)	2 (0)	15 (1)	110 (6)
計	1418	4954	76	196	6644

※括弧内の内数は、長期使用点検制度に関する届出数。

届出件数の推移



2

違反件数 (国の対応によるもの)

- 平成30年、製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反件数は計503件。
- 違反事業者に対し、ヒアリングや立入り検査を実施し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行った。

違反件数の推移

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
H26年	218	2	4	61	285
H27年	258	3	11	27	299
H28年	315	4	9	34	362
H29年	330	1	16	33	479
H30年	361	0	37	105	503

違反情報の入手端緒 (平成30年)

試買テスト	NITE立入検査	自治体立入検査	情報提供	自己申告	その他
115	71	3	185	58	71

主な違反品

- (電安法) 直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、LED電灯器具
- (消安法) 携帯用レーザー応用装置、乗車用ヘルメット
- (液石法) カートリッジガスこんろ

3

平成30年における 製品事故の発生状況及び課題

平成31年3月4日
経済産業省
産業保安グループ
製品安全課

重大製品事故報告・公表制度（消安法の制度）

- 製造・輸入事業者が重大製品事故の発生を知ったときは、**10日以内に消費者庁に報告**することを義務付け。（消安法第35条）
- 販売事業者等が知ったときは、**製造・輸入事業者に通知する責務**がある。（消安法第34条第2項）
- 消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、**NITEに対して原因究明調査を指示**。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、**注意喚起や命令・指導**を行うことによって、**再発防止を図る**。



※平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が担当。

平成30年の重大製品事故件数

- 平成30年の重大製品事故受付件数は、**合計813件**。

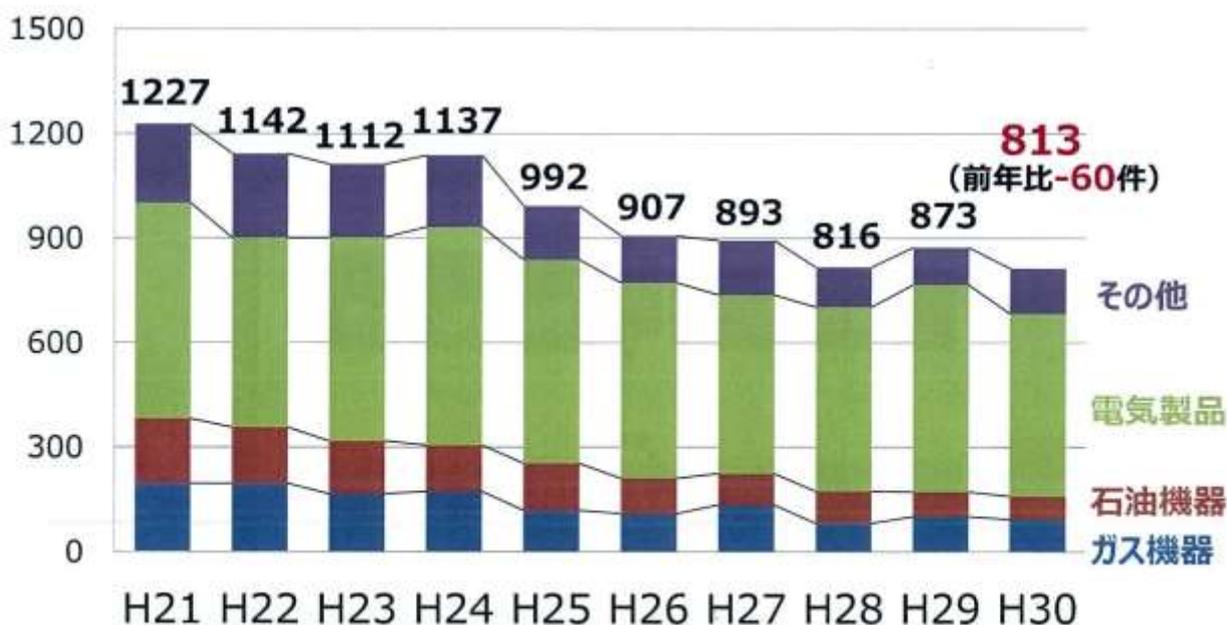
	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
燃焼器具	8	(7)	9	(7)	135	5	0	157(19%)
ガス機器	3	(2)	6	(4)	79	5	0	93(11%)
石油機器	5	(5)	3	(3)	56	0	0	64(8%)
電気製品	8	(8)	15	(0)	500	2	0	525(64%)
その他	11	(0)	91	(0)	29	0	0	131(16%)
合計	27 (3%)	(15)	115 (14%)	(7)	664 (82%)	7 (1%)	0 (0%)	813 (100%)

注) : 被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、
 ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」(15件)、「火災」かつ「重傷」(7件)の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は666件となる。
 ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」(1件)、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」(1件)の件数を差し引いている。
 ・死亡者のほかに重傷者も発生した事故は、「死亡」として計上している。

2

重大製品事故件数の推移

- 平成30年の重大事故件数は前年度より60件減。
- 主な増減品目は、照明器具(16件増)、電気ストーブ(16件減)、石油ストーブ(14件減)など。

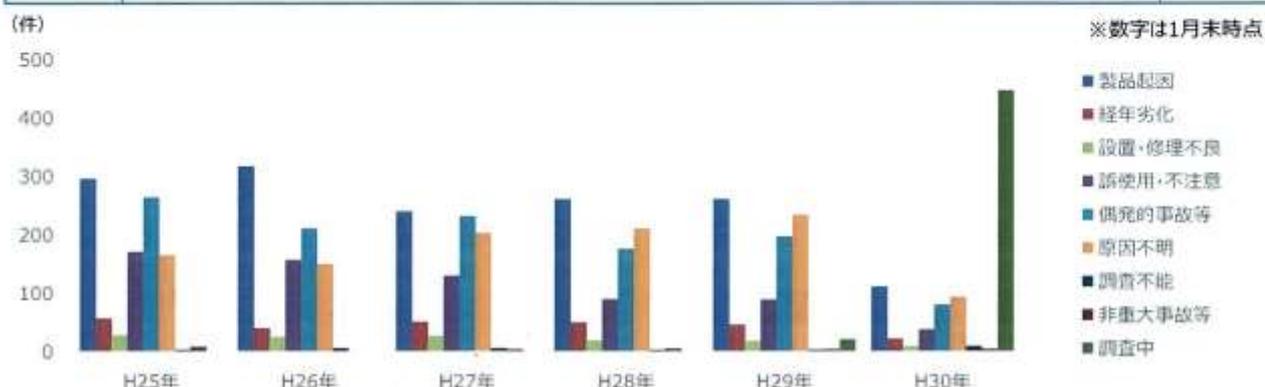


3

重大製品事故の原因究明

- 製品起因となった事故には、事業者に改善を促している。
- 技術基準違反による事故は発生していないが、製品起因が事故原因としては最多。
- リコール未対応、経年劣化、誤使用・不注意など、回避可能な事故が原因が特定できた事故の3割を占める。

受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	その他非製品起因	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
H28年	261 32%	50 6%	19 2%	90 11%	176 22%	211 26%	3 0%	5 1%	0 0%	816 100%
H29年	261 30%	46 5%	18 2%	89 10%	197 23%	234 27%	3 0%	4 0%	21 2%	873 100%
H30年	111 14%	22 3%	9 1%	38 5%	80 10%	93 11%	9 1%	4 0%	447 55%	813 100%



4

リコール件数の動向と取組の必要性

- 平成30年に開始された自主リコールは75件。そのうち、重大事故契機が19件、非重大事故契機は56件であった。
- リコール対象製品による重大製品事故は重大製品事故全体の約1割を占める傾向にあり、事故件数全体を減らしていくためには、リコール対象製品の回収率を向上させていくことが必要。
- 一方、リコールの実施については、まじめに取り組む企業が報われていない、不公平感があるといった声もあり、リコールの実効性を高めていく上で、様々な課題も生じている。

リコール開始件数

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
重大事故契機	19	19	26	14	20	13	19
重大事故契機以外	81	96	86	84	76	50	56
計	100	115	112	98	96	63	75

(件) リコール対象製品による重大製品事故発生件数及び重大製品事故全体に占める割合の推移

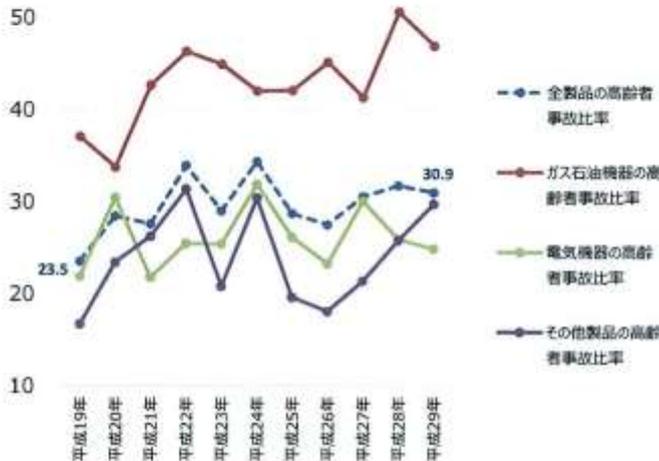


5

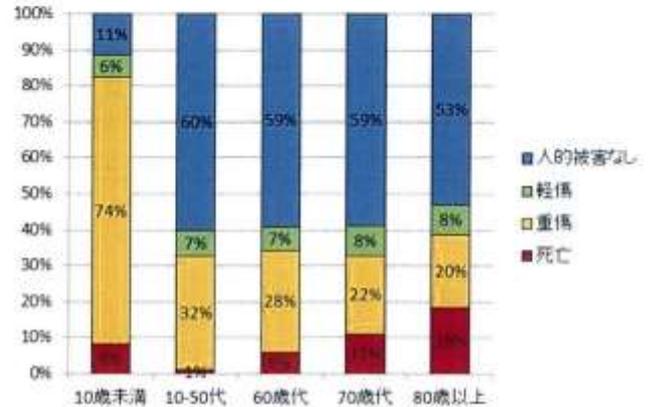
高齢者関連事故の概況

- 高齢者の事故の割合は、近年増加傾向。特に、ガス石油機器において顕著。今後、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の事故も増加していくことが予見される。
- 高齢者が被害を負う重大製品事故は、人的被害が重篤になる傾向。

製品別の高齢者事故の割合



年代別の人的被害状況
(平成24～29年度の重大製品事故)



※使用者・被害者の年齢が確認できた重大製品事故、年齢が不明であっても、子どもや高齢者の事故であることが確認できた重大製品事故を対象に集計。
 ※事故調査の過程で使用者・被害者の年齢が確認されることがあり、直近の平成30年の重大製品事故は未だ調査中の案件が多いことから計上していない。

(出典：NITE)

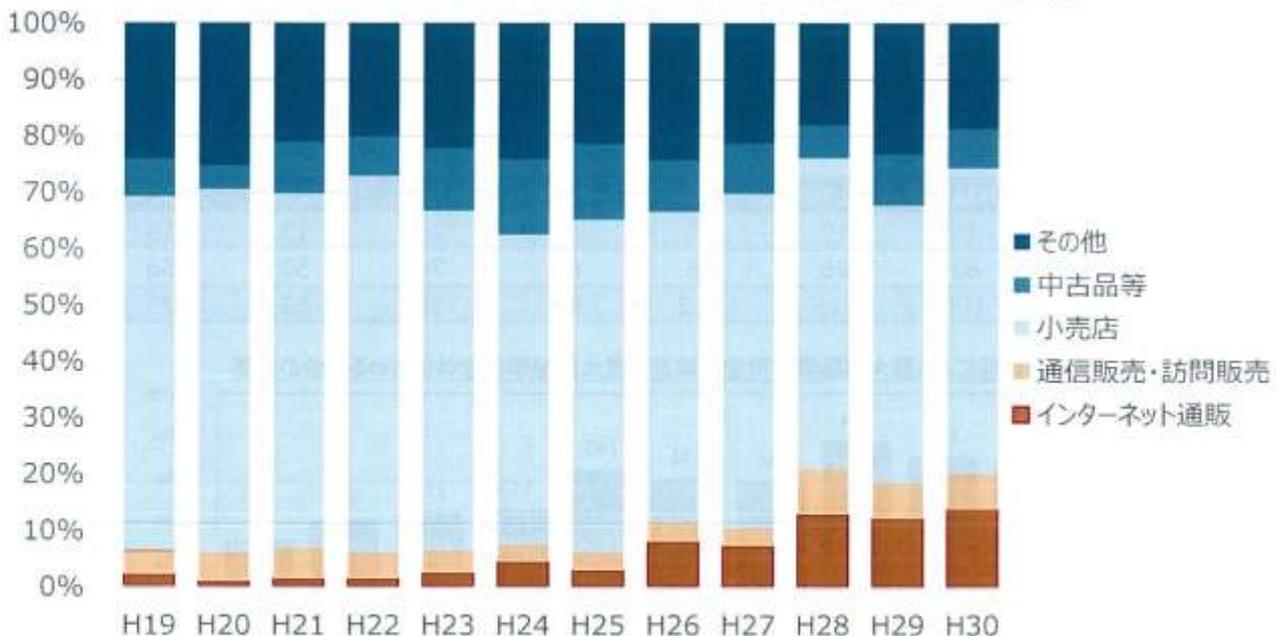
重大製品事故が起きた製品の入手先

- 10年間でインターネット通販で購入した製品による事故の比率が増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

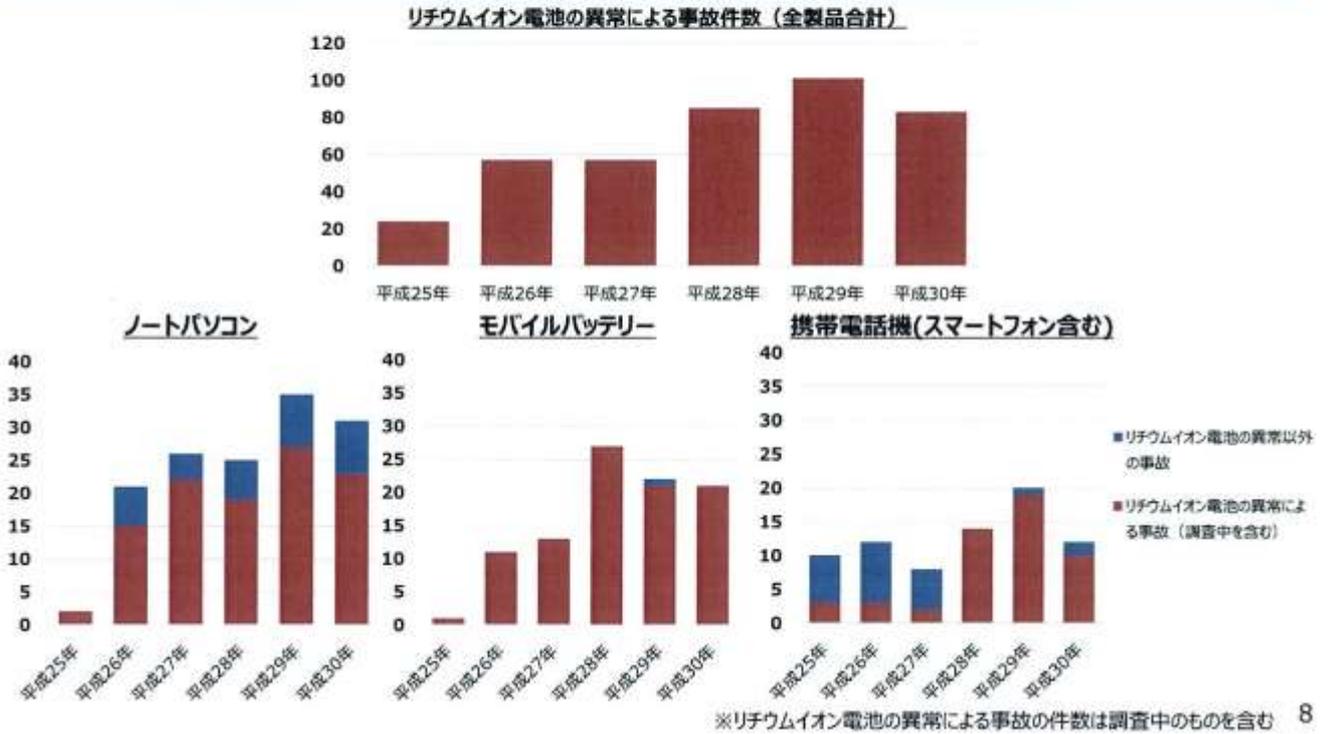
※年度集計、平成30年度は4月から11月8日受付分まで。

※重大製品事故報告を分類しているため、消費者が製品を入手してから事故が発生するまでの期間分のタイムラグがある。



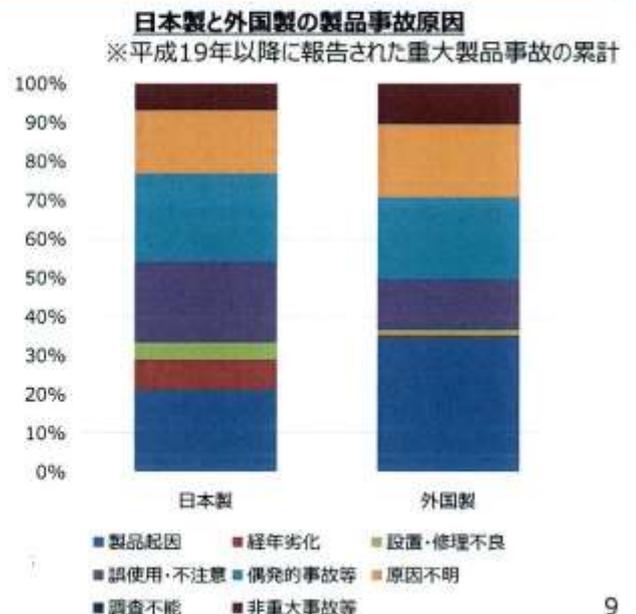
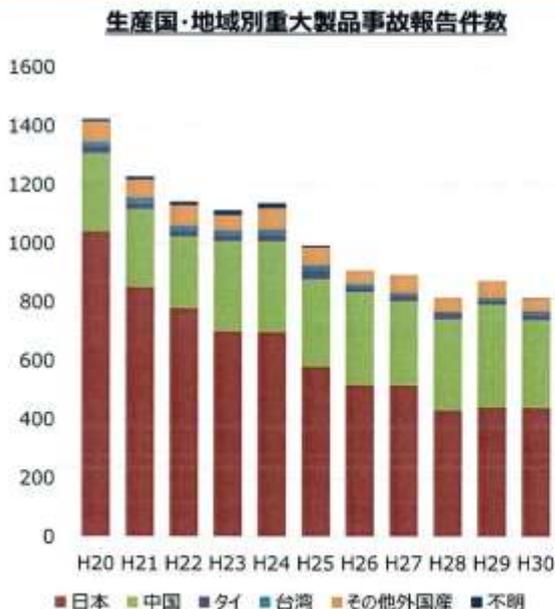
リチウムイオン蓄電池関連製品の事故動向

- リチウムイオン蓄電池の異常による製品事故は近年増加傾向にある。
- ノートパソコン、モバイルバッテリー、携帯電話機の事故は、大半がリチウムイオン蓄電池の異常による事故。



輸入製品の重大事故報告件数

- 国産製品の重大製品事故が減少傾向にある一方、輸入製品の事故件数には変化の傾向はみられない。
- 日本製に比べ外国製の製品は、調査の結果製品起因と判断された割合が高い。
- 重大製品事故報告があった輸入製品の7割程度が中国製。
⇒国内大手企業による現地製造も含まれており、グローバルサプライチェーンの分析も必要。





G20大阪サミット

開催日 : 6月28日(金)・29日(土)
開催場所 : インテックス大阪

大阪市内・高速道路・空港 周辺

長時間・大規模な交通規制

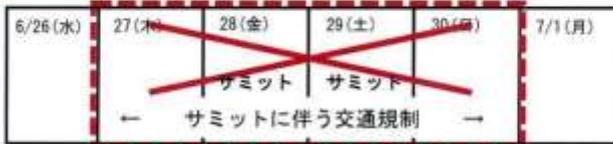
6/27 (木) → 6/30 (日)

計 4 日 間

みなさまへのお願い

◆ 業務用車両の運行調整

運行期間の変更



物品の納品等は開催日両日及びその前後計4日間(6月27日~30日)以外(前後)へのシフト

運行時間の変更

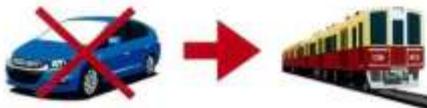


深夜・早朝への時間帯の変更

交通総量削減目標：平日通常時の交通量 **50%削減**

◆ マイカー利用の自粛

電車の利用



プライベートで出かける際は、**電車を利用**

～ 例 ～

- ◆ 28日(金)のマイカー通勤
→ 電車での通勤に変更
- ◆ 29日(土)の家族サービス
→ 電車で行楽地や商業施設へ

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



大阪府警察
OSAKA POLICE

G20大阪サミット
交通総量抑制連絡会

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局(大洋株式会社内) 鹿内 までお願いします。

全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp